

当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

1. 「対象役職員」等の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）等の範囲については、以下のとおりであります。

（「対象役員」の範囲）

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

（「対象従業員等」の範囲）

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及び主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役員で、「対象従業員等」に該当する者はありません。

（「主要な連結子法人等」の範囲）

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行では該当先はありません。

（「高額の報酬等を受ける者」の範囲）

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」及び「使用人分報酬等」を、同記載の「支給人数」により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬を受ける者指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在籍年数で除した金額」を戻し入れた金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

（「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲）

「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

2. 対象役職員の報酬等の決定について

（対象役職員の報酬等の決定について）

当行では、取締役及び監査役の報酬等につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員の報酬等年額を決定しております。取締役頭取及び社外取締役で構成するガバナンス委員会を設置しており、取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、取締役会において決定することとしております。監査役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。

3. 報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成29年4月～平成30年3月)
ガバナンス委員会（四国銀行）	2回

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

（「対象役員」の報酬等に関する方針）

取締役の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としており、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、株式報酬型ストックオプションを含む体系としております。監査役の報酬等は、固定報酬及び賞与としております。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

区分	人数 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の総額			変動報酬 の総額		賞与
			固定報酬 の総額	基本 報酬	株式報酬型 ストック オプション	基本 報酬	賞与	
対象役員 (除く社外 役員)	13	256	232	185	46	24	—	24

（注）1. 対象役職員の報酬等には、5人に支給した使用人分報酬等62百万円（うち賞与15百万円）が含まれております。

2. 株式報酬型ストックオプション権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストックオプション契約では、権利行使は当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、一括した行使ができることを定めております。

	行使期間
株式会社四国銀行 第1回新株予約権	平成24年8月9日から 平成54年8月8日まで
株式会社四国銀行 第2回新株予約権	平成25年8月7日から 平成55年8月6日まで
株式会社四国銀行 第3回新株予約権	平成26年8月13日から 平成56年8月12日まで
株式会社四国銀行 第4回新株予約権	平成27年8月12日から 平成57年8月11日まで
株式会社四国銀行 第5回新株予約権	平成28年8月10日から 平成58年8月9日まで
株式会社四国銀行 第6回新株予約権	平成29年8月9日から 平成59年8月8日まで

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

当行は、平成30年6月26日開催の定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

これに伴い、従来の株式報酬型ストックオプションとしての報酬については、平成30年度以降、新規の新株予約権の割当てを行わないことといたします。